

労働・建交労 かながわ

発行 建交労神奈川県本部機関紙部
 〒 231-0025
 横浜市中区松陰町2-7-17
 リバーハイツ石川町304
 ☎ 045-662-2340
 FAX 045-641-5453
 Email ctg-kana@jasmine.ocn.ne.jp



仮眠施設やレストランがなくなり ドライバーに不満が!

建交労全国トラック部
 会は恒例の全国一斉宣伝
 行動を4月5日に実施し
 ました。
 神奈川県南支部は神奈
 川県トラック協会の協力
 も得て東神トラックステ
 ーションで8名の組合員
 が参加して対話と宣伝活
 動を行いました。
 行動では仮眠中のドラ
 イバーを避けて、起きて
 いるドライバーや、新た
 にTSに入ってきたドラ
 イバーを見つけてアタッ
 クします。
 ドライバーとの対話は
 全国トラック部会のピラ

と神奈川県トラック協会
 から提供してもらったボ
 ックステイションを手渡
 してアンケート形式です
 すすめます。
 対話を断るドライバー
 はほとんどいません。多
 くのドライバーが気軽に
 対応してくれて、話し好
 きのドライバーの場合に
 は容易に対話を切り上げ
 ることができないほどで
 す。
 2時間弱の行動で23人
 のドライバーと対話をす
 ることができました。
 TSは全国で改修や建
 て替えを行っています。
 東神TSでも昨年4月1
 日に建替えオープンし
 ましたが不評です。
 入浴施設がコインシャ
 ワーとなり仮眠施設とレ
 ストランがなくなりまし
 た。
 また、会社からTSに
 FAXで送られてくる業
 務指示を待つドライバー
 もいますが、東神TSの
 管理人は1人で不在の場
 合が多いために会社の指
 示に対応できないと不満
 をぶつけていました。

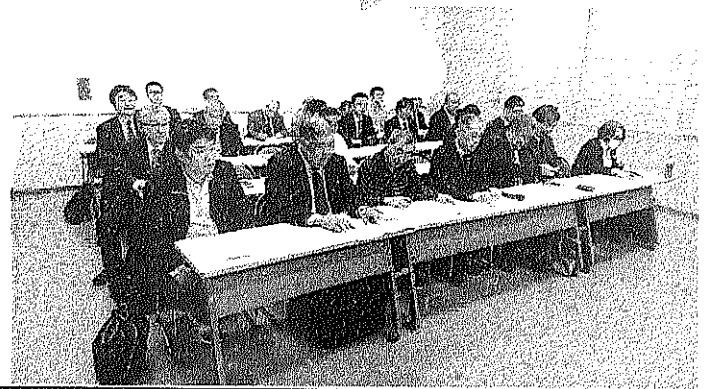
運輸の安全を 交通業の安心を 交産安求め

4月19日、首都圏交運共
 闘は、恒例の関東運輸局交
 渉を実施しました。

交渉には、安附議長(国
 交労組)をはじめ建交労
 (東京・神奈川・埼玉)
 自交総連(東京・神奈川・
 埼玉)、国交労組(羽田支
 部)、横浜港湾労協から24
 名が参加しました。

なお、建交労の参加は
 東京から中島副議長、石川
 副議長、佐々木幹事、石塚
 幹事、世永幹事、首都圏交
 運共闘 古河井幹事、埼玉
 から奥貫幹事、鈴木幹事、
 市川幹事、神奈川からは大
 島事務局次長、佐藤幹事、
 金崎幹事でした。

交渉に参加した清野幹
 事は、三昭運輸分会の県労
 委対策で急ぎよ弁護士事
 務所に移動することとな
 り交渉には出席できませ



一方、関東運輸局は、松
 本交通政策部次長、黒川鉄
 道部長、森高自動車交通部
 長をはじめ29名が対応し
 ました。
 “交通運輸産業の
 安心・安全の推進と
 労働者の労働条件
 改善を求め”
 この日の交渉は、一向に
 改善がすすまない現場の
 実態を交運共闘が告発し
 交通運輸行政と関係機関
 による抜本的な対策を強
 く求めるものとなりました。

神奈川県労働委員会に

断固とした対応を求める！

神奈川県本部は3月27日、(株)三昭運輸の不当労働行為を断罪して早期全面救済命令を求める神奈川県労働委員会への要請行動をおこない、昨年9月から開始した県労委宛の

早期救済命令を求める要請署名の第一次分「団体署名1000団体と個人署名1000筆」を提出しました。

この日の行動には建交労から伊藤東一神奈川県本



部委員長、神奈川県南支部の赤羽組合員、当該組織である三昭運輸分会の清野分会長と山崎執行委員が参加。

また湘南労連からは塚本事務局長が支援参加をしてくれました。

要請では、係争中を理由にいま現在も団体交渉を拒否し続けている(株)三昭運輸に対して労働委員会として断固とした対応を求めると同時に悪質社労士の介入を許さない労働組合としてのとりくみを強めていることを伝えました。

4月24日17時から神奈川県労働委員会にて県南支部三昭運輸分会の不当労働行為救済申立、第7回調査が行われました。組合側は全体で31名の参加で、当該分会は11名、今回の調査は組合の意思表示として「腕章」着用で挑みました。

会社側出席者に今回も社長の姿はなく、さらに竹内社労士の姿もありませんでした。

調査内容は先ず、今回提出した組合側第6準備書面の趣旨説明を小池弁護士が行い「竹内社労士らは団体交渉の場を説明義務と

誤りである。労働組合法で使用者側に求められているのは誠実義務であり、誠実に交渉をおこない合意形成を模索する努力をしなければならぬので、単に説明するだけでは不誠実」と訴えたほか、4月19日に行われ

建交労神奈川県本部

2019春闘勝利5・16統一行動

川崎市新庁舎前7:30集合

第7回調査実施

「腕章」着用で挑みました。会社側出席者に今回も社長の姿はなく、さらに竹内社労士の姿もありませんでした。

調査内容は先ず、今回提出した組合側第6準備書面の趣旨説明を小池弁護士が行い「竹内社労士らは団体交渉の場を説明義務と誤りである。労働組合法で使用者側に求められているのは誠実義務であり、誠実に交渉をおこない合意形成を模索する努力をしなければならぬので、単に説明するだけでは不誠実」と訴えたほか、4月19日に行われ

た「衆議院厚生労働委員会」での共産党高橋千鶴子衆議院議員が、「本年4月から施行される働き方改革の1つにあって、竹内社労士が正当な組合活動を妨害する計画年休の悪用方法をホームページで企業に指南している」と追及したことを取り上げ、竹内社労士の組合対策は国会の場でも議論されていると報告し、さらに昨今、社労士に対する団体交渉の関与のあり方に対して世論の動きも変わってきていると指摘しました。

次に上申書の説明を伊藤委員長が行い、未解決の各一時金(15年年末、17年夏期、18年夏期)、石川組合員の処遇、計画年休の3つを議題とした三者委員立会いによる団体交渉の開催を強く求めました。

労働委員会からは、労使双方に求釈明を要求され、労働者側は22項目、使用者側は16項目でした。

立会い団交開催について労働委員会は了承し、す

ぐさま日程調整をおこないました。その際、会社から要望で、労使双方5名での開催を要望されたので早期解決できるならと快諾しました。

日程は6月25日(火)16時から前述した議題でありません。

また、次回期日は審問室で調整し、7月11日15時から決定して審問終了となりました。

組合側控室にて、今後の運動方針や支援の呼び掛けを訴え、勝利命令を勝ち取り、健全な労使関係の早期構築に向け参加者全員で意思統一し、第7回期日を終わりました。

